

○日田市病後児保育事業実施要綱

平成16年4月1日
告示第94号

(趣旨)

第1条 この要綱は、病気の回復期で安静の確保に配慮する必要がある乳幼児の一時的な保育及び看護を実施することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、子どもの健全な育成及び資質の向上に寄与するため、日田市病後児保育事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(平20告示25・平27告示45・一部改正)

(実施施設)

第2条 事業を実施する施設（以下「実施施設」という。）は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（保育所型認定こども園に限る。以下同じ。）又は病院若しくは診療所に付設の施設であって、市長が適当と認めるものとする。

(平27告示45・一部改正)

(対象子ども)

第3条 事業の対象となる子ども（以下「対象子ども」という。）は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する支給認定を受けた乳児及び幼児並びにおおむね小学校1年生から小学校6年生までであって、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に住所を有すること。

(2) 病気の回復期で安静の確保に配慮する必要があること。

(3) 保護者の勤務形態、傷病、入院等により、一時的に家庭における育児が困難であること。

(平22告示60・平27告示45・一部改正)

(事業の内容)

第4条 この事業は、実施施設において対象子どもの保育及び看護を行うものとする。

(平27告示45・一部改正)

(実施日等)

第5条 事業を実施する日は、次に掲げる日以外の日とする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(4) その他市長と実施施設の協議のうえ実施しないこととする日

2 事業の実施時間は、午前7時30分から午後5時30分までとする。

3 事業の利用期間は、継続して7日間を限度とする。ただし、対象子どもの健康状態についての医師の判断又は保護者の状況により必要と認めるときは、この限りでない。

(平27告示45・一部改正)

(事業実施の届出)

第6条 実施施設は、事業を実施するに当たり、病後児保育事業実施届出書（様式第1号）により、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(平20告示25・平27告示45・一部改正)

(施設の基準)

第7条 実施施設は、国の通知（平成6年6月23日厚生省児童家庭局長通知。以下「通知」という。）に定める施設の基準を満たす専用の部屋を確保して、事業を実施するものとする。

(職員の配置)

第8条 実施施設は、事業を担当する職員として通知に定める保育士等を配置するものとする。

(実施施設の責務)

第9条 実施施設は、対象子どもの安全に配慮するとともに、主治医、嘱託医及び緊急病院との連携、保護者との連絡等により緊急時に対応できる体制を確保するものとする。

2 実施施設は、対象子どもが対象子ども以外の乳幼児と接触することのないよう配慮するものとする。

(平27告示45・一部改正)

(利用の手続等)

第10条 事業の利用を希望する対象子どもの保護者（以下「申込者」という。）は、実施施設を経由し、病後児保育事業登録申請書（様式第2号。以下「登録申請書」という。）を市長に提出し、登録を受けなければならない。

2 申込者は、前項の規定により登録を受ける際、市長の求めに応じ、必要な書類を提出するものとする。

3 市長は、登録申請書を受理したときは、速やかに事業適用の可否及び期間等を調査し、事業の利用が必要であると認めるときは、当該申込者を登録し、病後児保育事業登録通知書（様式第3号）によりその旨を申込者及び実施施設に通知するものとする。

4 前項の規定による登録は、登録を受けた日の属する年度の3月31日まで有効とする。

5 登録を受けた申込者は、事業を利用しようとするときは、実施施設を経由し、病後児保育事業利用申請書（様式第4号。以下「利用申請書」という。）及び当該対象子どもの主治医が発行した病後児保育事業の利用（変更）に係る主治医意見書（様式第5号。以下「主治医意見書」という。）を市長に提出して利用を申請するものとする。

6 実施施設は、前項の規定による申請を受けた場合、申込者に対し、事業の利用に係る説明又はすでに他の利用者がいる場合は当該利用者の症状等の説明を行い、申込者の理解を得た場合に限り、対象子どもを受け入れるものとする。

(平20告示25・平27告示45・一部改正)

(利用期間の延長)

第11条 申込者は、第5条第3項の規定による利用期間を超えて事業を利用しようとするときは、実施施設を経由し、利用申請書及び主治医が再発行した主治医意見書を市長に提出して、利用期間の延長を申請するものとする。

2 前項の規定による申請があった場合において、市長が必要と認めるときは、対象子どもは、第5条第3項の規定による利用期間を超えて事業を利用することができる。この場合において、対象子どもの受入れは、前条第6項の例による。

(平27告示45・一部改正)

(利用の中止)

第12条 市長は、対象子どもが次の各号のいずれかに該当する場合は、対象子どもの事業の利用を中止することができる。

(1) 対象子どもの病状の悪化等に伴い、事業の利用が困難であると認められる場合

(2) 虚偽の申込みその他不正な手続により利用の決定を受けた場合

(3) その他やむを得ない事情により、対象子どもが事業の利用を継続することが困難な場合

(平27告示45・一部改正)

(利用の実績報告)

第13条 実施施設の施設長は、対象子どもの事業の利用が終了した場合、病後児保育事業利用報告書（様式第6号）により、速やかに市長に利用日数等を報告しなければならない。

(平20告示25・平27告示45・一部改正)

(保険)

第14条 対象子どもの損害保険等の加入については、認定こども園における保育を受けている子どもと同様の取扱とする。

(平22告示60・平27告示45・一部改正)

(利用者負担金)

第15条 事業を利用する対象子どもの保護者が、事業に要する経費の一部として負担す

る額は別表のとおりとする。

- 2 対象子どもが給食を利用する場合には、前項に定める負担金のほか、日額200円を負担するものとする。

(平27告示45・一部改正)

(委託)

- 第16条 市長は、実施施設に対し、国、県又は市の定めるところにより、事業に要する経費を委託料として支払うものとする。

(平22告示61・一部改正)

(委任)

- 第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則 (平成17年11月9日告示第355号)

この告示は、公示の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年3月21日告示第25号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、公示の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の日田市乳幼児健康支援一時預かり事業実施要綱の規定により行われた申請等は、改正後の日田市病後児保育事業実施要綱の規定に基づき行われた申請等とみなす。

(ひたっ子にこにこ保育支援事業実施要綱の一部改正)

- 3 ひたっ子にこにこ保育支援事業実施要綱(平成16年告示第95号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (平成22年3月31日告示第60号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日告示第61号)抄

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日告示第45号)抄

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

別表(第15条関係)

(平27告示45・一部改正)

利用子どもの世帯区分	利用子どもの区分	1日当たりの負担額
生活保護世帯	すべての子ども	0円
市民税非課税世帯	すべての子ども	0円
所得税非課税世帯	第3子以降で3歳未満児	0円
	第2子で3歳未満児	150円
	その他	300円
その他の世帯	第3子以降で3歳未満児	0円
	第2子で3歳未満児	650円
	その他	1,300円